

松田町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町の責務並びに町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 町民等 町内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等により害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての

尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することのないよう、二次被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し協力することにより推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被

害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の支給を行うこと。

(2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。

(町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第9条 町は、町内に住所を有しない者が本町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(町民等及び事業者への啓発活動等)

第11条 町は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について町民等及び事業者が理解を深められるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。